

国際関係学部 教職課程（教育職員免許状の取得）

1. 教職課程について

学校（小学校、中学校、高校など）の先生（教諭・講師など、教育職員）になるには、それにふさわしい教育職員免許状を取得し、加えて、教員採用試験に合格し採用されなければならない。この教育職員免許状を取得するための課程を「教職課程」と呼ぶ。

一般に大学は、教員養成を目的とする課程に限らず、多様な目的の課程において、その専門性に応じた教職課程をつくり、国の認定を受け、教員養成を行うことができる（開放制の原則）。

本学では、教職課程を認定された学科（専攻）に入学した学生が、以下のとおり、1年次春学期に当該教職課程の履修を登録し、指定された科目と単位数を修得、さらにその学士課程を修め、基礎資格を得ることで、当該の教育職員免許状授与資格を得ることができる。この授与資格をもとに、都道府県の教育委員会に申請して、その免許状が授与される。

免許状の取得は、教職に就くために必要な条件であるが、それだけでは教員になれない。教員になるためには、教員採用試験に合格し採用される必要がある。

そのため、教員を志す者は、広く教養科目を履修し、教職課程の科目においても優秀な成績をあげるよう努力しなければならない。

2. 取得可能な免許状について

学 科	免許状の種類
国 際 学 科	高等学校教諭一種免許状（地理歴史） 高等学校教諭一種免許状（公民）

3. 免許状取得のための基礎資格と法定必要単位数について

免許状を取得するためには、教育職員免許法で定められた「基礎資格」と、同法施行規則に定められた科目についての単位を修得する必要がある。

	基礎資格	教科及び教科の指導法に関する科目	「教育の基礎的理解に関する科目」等	大学が独自に設定する科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
高 校	学士の学位を有すること	24単位以上	23単位以上	12単位以上	8単位以上

4. 国際関係学部において免許状取得に必要な最低修得単位数について

本学では「大学が独自に設定する科目」の開設がないため、前表に記載している「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「『教育の基礎的理解に関する科目』等」の必要単位数を超えて修得した単位数をもって充てるものとする。

免許種	対象学科	基礎資格	必要な科目および単位数		
			専門科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	
許状 （地理歴史） 高等学校教諭一種免	国際学科	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 24単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 23単位以上		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
免許状 （公民） 高等学校教諭一種	国際学科	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 26単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 23単位以上		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上

5. 教職課程の履修について

教職課程の履修は、1年次春学期に「教職課程履修の登録」、進級時に「教職課程履修の継続」を申請し、認められることによって可能になる。教職課程の履修に求められる条件等や履修上の注意事項の主なものを下にあげる。

(1) 教職課程履修の登録には、次の条件をすべて満たしている必要がある。

- ① 教師になる意志があること。
- ② 1年次5～6月の教職課程履修登録説明会に出席していること。
- ③ 期日までに教職課程受講料（登録費）10,000円を納め、教職課程の履修登録手続を完了していること。

登録は1年次春学期のこの機会に限る。登録説明会については、掲示板等に公示する。

(2) 進級時、教職課程履修の継続には、次の条件をすべて満たしている必要がある。

- ① 教師になる意志があること。
- ② 各学科が定める履修継続条件（通算GPA等。教職課程履修登録説明会で配布）。
- ③ 教職課程ガイダンスや事前指導にすべて出席していること。
- ④ 期日までに教職課程履修継続申請書を提出していること。

(3) 4年次に教育実習を履修する者は、次の要件をすべて満たしている必要がある。

- ① 卒業見込みが確実であること。
- ② 原則として、3年次終了までに、履修すべき「『教育の基礎的理解に関する科目』等」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の必修科目をすべて修得していること。

(4) その他、次の事項について、注意して履修すること。

- ① 「『教育の基礎的理解に関する科目』等」「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、および「教科に関する専門的事項」の内「職業指導（工業）」「職業指導（農業）」「職業指導（商業）」「情報と職業」は、「卒業に必要な単位数」および「履修単位数の上限」に算入されない。
- ② 上記以外の「教科に関する専門的事項」および「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」は、「卒業に必要な単位数」および「履修単位数の上限」に算入される。

●現代教育学部の科目について

現代教育学部の教職課程で開設されている科目は、現代教育学部で取得可能な幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭・中学校教諭（理科・国語・数学）の教育職員免許状取得のために開設されている科目である。所属学部で取得可能な教育職員免許状取得のための科目として単位を認めることはできない。

必ず、所属学部で開設されている科目を履修すること。

6. 必要単位数の詳細について

<教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目>

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開設授業科目等			
科目	単位数	授業科目	単位数	教職課程必修科目	備考
日本国憲法	2	日本の憲法	2	○	
体育	2	健康科学	1	○	
		スポーツ A	1		
		スポーツ B	1		
		スポーツ C	1		
外国語コミュニケーション	2	英語スキル I	1		同一言語の科目を2単位修得すること
		英語スキル II	1		
		英語スキル III	1		
		英語スキル IV	1		
		ドイツ語入門 I	1		
		ドイツ語入門 II	1		
		フランス語入門 I	1		
		フランス語入門 II	1		
		中国語入門 I	1		
		中国語入門 II	1		
		スペイン語入門 I	1		
		スペイン語入門 II	1		
		ポルトガル語入門 I	1		
		ポルトガル語入門 II	1		
		韓国語入門 I	1		
		韓国語入門 II	1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報スキル入門	2		
		情報スキル活用	2		
合計	8	最低修得単位数	8		

国際関係学部

< 「教育の基礎的理解に関する科目」等 >

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等											
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数 高 校	授 業 科 目	単位数 高 校	教職課程必修科目	毎週授業時間割								備考
						I		II		III		IV		
						1	2	3	4	5	6	7	8	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2	○			2						
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2	○	2								
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学	2	○					2				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学校教育社会論	2	○	2								
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学習・発達論	1	○			1						
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1	○					1				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程総論	2	○			2						
道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法	1	○					1				
	特別活動の指導法		特別活動論	1	○					1				
	教育の方法及び技術		教育方法論（情報通信技術の活用を含む）	2	○				2					
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒指導・進路指導	2	○			2						
	生徒指導の理論及び方法		学校教育相談	2	○				2					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法													
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法													
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習 A	3	○									
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	○								2	
合 計		23	最低修得単位数	25										

※ 1 「教育実習 A」は、4 年次集中。

● 「『教育の基礎的理解に関する科目』等」は、「卒業に必要な単位数」および「履修単位数の上限」に算入されない。

国際関係学部

<「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の詳細について>

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等														
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	教職課程必修科目	毎週授業時間割								備考			
		高 校		高 校		I		II		III		IV					
						1	2	3	4	5	6	7	8				
教科及び教科の指導法に関する科目の指	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	○					2							
			社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	○						2						
			社会科・公民科教育法Ⅰ	2	○						2						
			社会科・公民科教育法Ⅱ	2	○						2						

※ 各教科の指導法は取得しようとする免許状の教科ごとに履修すること。

- 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」は「卒業に必要な単位数」および「履修単位数の上限」に算入されない。

<教科及び教科の指導法に関する科目>

国際学科「地理歴史」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 単 位
		高校		高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	日本史	20	世界の <u>中の日本</u>	2	
			<u>日本の歴史A</u>	2	○
			<u>日本の歴史B</u>	2	○
	外国史	20	<u>世界史概論</u>	2	○
			<u>国際政治史</u>	2	○
			<u>西洋文化史</u>	2	
	人文地理学・自然地理学	20	<u>人間と環境</u>	2	○
			<u>人文地理学</u>	2	○
			<u>地域研究入門</u>	2	○
			東アジアから学ぶA	2	
			東アジアから学ぶB	2	
			アフリカから学ぶ	2	
			西アジアから学ぶ	2	
			ヨーロッパから学ぶ	2	
			ラテンアメリカから学ぶ	2	
北米から学ぶ			2		
地誌	20	<u>地誌A</u>	2	○	
		<u>地誌B</u>	2	○	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	○	
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	○	
合 計	24	最低修得単位数	24		

※ 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の開講期等の詳細についてはP. 23を参照。

● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。

国際学科「公民」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 単 位		
		高校		高校			
教科及び教科の指導法に関する科目	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	20	<u>法学概論</u>	2	○		
			<u>国際法</u>	2	○		
			SDGs国際関係入門	2			
			SDGs国際関係論	2			
			<u>国際政治学</u>	2	○		
			<u>政治学概論</u>	2	○		
			国際機構	2			
			「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	20	<u>経済学概論</u>	2	○
					<u>国際経済学</u>	2	○
					<u>社会学</u>	2	○
	文化人類学入門	2					
	文化人類学	2					
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	20	<u>社会学入門</u>	2	○		
			国際ジェンダー論	2			
			比較社会論	2			
民俗学			2				
<u>宗教人類学</u>			2	○			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	<u>比較宗教学</u>	2	○			
		<u>社会思想史</u>	2	○			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	○			
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	○			
合 計	24	最低修得単位数	26				

※ 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の開講期等の詳細についてはP. 23を参照。

● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。